

アテナイの法廷とソクラテス

Socrates in the Ancient Athenian Court

渡辺邦夫

ブリックハウスとスミスの画期的な研究書¹があらわれ、『ソクラテスの弁明』は「哲学的殉教者 (martyr)」としてのかれの裁判弁論を語った書ではなく、ソクラテス²は自らが死刑となる裁判において、あくまで勝利を目指しながら敗北したのだという健全なポイント³は、よく知られるようになったし、基本的にゆるぎない土台の上に据えられたとわたしは考える。ソクラテスは自ら選んで死んだのではなく、死刑になったのであり、より刺激的な言い方を採用すれば、国家によって法的に何ら咎のないかたちで処刑されたのであって、また角度を変えたおなじ事態の別の見方では、裁判制度を利用したかれを憎む人々によって、完全に不正に、殺されたのである⁴。

ソクラテスが死刑になった「だけ」であり、殺された「だけ」であることには、いくつかの疑問点や反論のポイントがただちに生じるであろう。中の2、3の点を小論で順にみてゆくことにしたい。何よりもまず『クリトン』篇全編は、一読すると老友クリトンの脱獄の勧めをソクラテスが拒み、「けっして不正をしない」「けっして不正の仕返しをしない」という自らの道徳的原則に従って、また国家と国法に殉ずるようにして自分から処刑されることを選ぶかのように、議論が進んでいる。第I節でその点を適切に説明する仕方を探る。しかるのち次の第II・III節において、『ソクラテスの弁明』での弁論が勝利を目指しながら有罪・死刑という結果に終わったという事態に関し、そのように記述すべき

であることを裏付ける、若干の基礎的な観察をおこなうことにする。

I

まず『クリトン』冒頭のソクラテスとクリトンのやり取りを追いかけてみる。クリトンはソクラテスが起きる前から牢獄にきていて、目が覚めたソクラテスと会話を交わす。ソクラテスは牢番⁵がよくクリトンを通したと言って驚く(43a5 *thaumazô*)。クリトンは、なじみになっており心付けも渡してであると説明する(a7-8)。それからクリトンは急いで本題に入り、祭礼の船の到着がまちかだという知らせがきたと言って、脱獄の計画を明かし、逃げろと説得しようとする。ソクラテスは、脱獄をおこなえば、自分たちがここまで熱心に議論してきた徳の勧めが冗談のようなものになるといって、逆に計画を思いとどまらせようとする。クリトンはわかりやすい説得を使う。助かろうとしないことは不面目で、男らしくない。自分にはリスクを負うがたいしたことではない(44b-46a)。——安心させようとしてクリトンは嘘を言っている。またかれ自身にもほんとうの危険は見えていない⁶。

ソクラテスが獄にいて、外の世界と情報から閉ざされているという対話篇の基本的状況の中のものとしてこの会話を考察しなければならぬと、わたしには思われる。クリトンの言うとおりに本当に牢番も、他の、脱獄のた

めに協力してもらおう、ないし買収すべき相手全員も、完全に信用できると、思えるだろうか。劇中の獄につながれたソクラテスには、そんなことは思いも寄らないだろう。

ソクラテスは初めからクリトンの提案を考慮に値すると思っていない。しかしかれがかりに脱獄を一瞬現実的な可能性と思ったとしても、かれがしらふで正気ならば、一言も相手に言わないまま、同時にほとんど一瞬のうちに次のように直観的に考えることができたはずである。自分を殺そうと画策した、冷酷な政治家アニュトスと仲間が、お人よしのクリトン⁷の今回の素人的な作戦を知らないことは、ありえないし、ただ黙って見過ごすはずもない。「ぼくからは心付けも少し渡してある」(43a7-8)。「心付け」を渡された牢番はアニュトスの筋に話を通じていて、かれの意向によって何も言わずクリトンを通していいのかもかもしれない。他の連中にしてもアニュトス派でない確証などないし、アニュトス派でなくふつうの健全で中立的な市民自身、ないしだれかそのような市民に通じた者であったとしても、今回の明白な犯罪——これであることはだれも否定できない——に関して、怒りから国家の有力者に通じない保障など、あり得ない。これと独立に、裁判結果があまりに思い通りであったアニュトスや他の仲間は、ソクラテスがクリトンの誘いに乗るのを、むしろ心待ちに待っているのではないか。アニュトスならば、こう考えるのが自然である。「そのときこそ、裁判の正当性が完全に明らかになるときだ。それを待って一味を袋叩きにしよう」。外界から遮断されたソクラテスは、もし現実的可能性を考慮したとしても、はじめのやり取りだけでこの種類のあらゆる推測が、無視できないものであると理解できたはずである。また、著者プラトンのソクラテスの「驚き」への周到な言及は、読者が、自分でも積極的にこの理解を前提にして以下の対話を読むべきであることを示唆

している。重要なことは、およそ死刑確定後の不法行為というものは、こうした宿命を不可避的にもっているということである。甘い話など、あるはずもない。しかも、愛する友人による犯罪は、すでに始まってしまっている。——そのようにして、われわれはソクラテスとクリトンの対話に、読者として正しく直面することができる。

こうして、ソクラテスはこの牢獄において、自分のもっとも古くからの友人に、自分を愛するあまりの過ちをこれ以上続行させないように、一世一代の「説得」をおこなわなければならない。これは、自分の死を再確定する——それも最終的に——説得になる。しかし失敗するならば、自分の活動の意味も、自分たちの仲間の国内における地位すべても、そして哲学そのものも終わってしまう。またこの友人は愛ゆえにここまでひどい不法に荷担しようとしているのだから、単純な軽蔑の表明や叱責は効かないし、当事者であるソクラテス自身に、水も漏らさないような説得の責任がかかっている。自分を愛してくれる者としてのクリトンの「心情」は、救済されなければならない。単純に理屈が通っていればよいということでもない。

注意すべきは、この局面で、以上のような獄中の視点からは、ソクラテスであろうと読者であるわれわれの任意のだけであろうと、脱獄は絶対に選べないということである。もちろん、それを「選ぶ」こと、そして実際に脱獄することは、「可能」ではある。ソクラテスならぬわたしがある場で選ぶなら、脱獄「したかもしれない」⁸。しかしそれはどのような可能性か、あるいは、どのような可能性にソクラテスにはみえていたかが問題である。それは、「生」を選ぶことでは、ない。獄中であらゆることを考慮したとき、それはむしろ、単に自分の人生と自分たちの活動・人間的現存の、すべての意味のまったき喪失を選ぶだけのことでしかないであろう。非常

に惨めな生がこれについてくるか、より屈辱的な死がこの選択についてくるかも、よくわからない。かつ、冷静に計算しはじめるだけで、前者が「許される」とも、とうてい思えなくなる。

そして、獄中でないとしても、これは基本的に、おなじことである。すなわち、ソクラテスであろうとだれであろうと、このおなじ状況におなじ裁判過程などの直近の前史つきでおかれたなら、あらゆることを正常に考慮したとき、ソクラテスとおなじ選択になるだろう。そうならないとすれば、それは、たとえば後に最初期オックスフォード・プラトニストのトマス・モアが死刑になり、事実上ヘンリー八世の命令で殺されるとき、一杯の末期のワインを勧められた、その状況・そのタイミングでもし逃げだそうとすることを選んだとすれば、そこでの「選ぶ」と、おなじ種類の選択になる。絶対王政で暴君の支配する国家の暴力装置がそこに目に見える形であるときに、逃げだそうとすることは、狂気にしか思えない。いっぽうソクラテスがここで逃げることなら、「成功」する「かもしれない」。獄中でソクラテスが考慮するいくつかのことは、考慮しなくてよかった「かもしれない」。しかしソクラテスは事実上獄から出て判断をおこなうこともできないし、実際にそのような確かな判断は、かりにこのことの考慮をかれが1日や1週間獄外でおこなうことが許されたという仮想をしたとしても、なしえない。なぜならその成功とは、想定上、純然たる生き延びだけのことだからである。その代わりに本当にすべてが失われることは、判断の場が獄外であったとしても、判断に時間をどれだけかけたとしてもまったく変わらないだろう。あらゆることを考慮するなら、刑に服するしかない⁹。したがってソクラテスはここでクリトンに悟られることなくほぼ一瞬の間に「考えること」をすることができたとも思われるが、いずれにせよかれの

明確な結論は、やはり死を選ぶという「選択」ではなく、既に決まっている死を、単にそうした一瞬の思考後、何もなかったように相手との対話の世界に戻って再度納得しただけのことである、と言わなければならない。とくには、トマス・モアが死の直前数々の発語で生前最後の気高さを示したのと、この結果は、本質的におなじこと・等価物であると思われる。

それでは、獄中の人間とおなじ視点から事柄を眺めたときのものとして、以上のポイントを考えたとき、以後の『クリトン』のソクラテスとクリトンの対話は、何を物語っていることになるか？ 第一に、「けっして不正をしない」という、ソクラテスがこの特殊な状況でクリトンに昔の同意どおり同意するか否か問う原則(49b)は、高邁なままだが、これは、単純にソクラテス(たち)の倫理「思想」の表現とは言えないものにみえてくる。そのような「精神的貴族の」もしくは党派のないしローカルな原則ではなく、道徳的にまっとうな多くのわれわれ自身の中に、なんらか、この原則があまねく現存していると言わざるを得ない。ここまでの瞥見をつうじて、まさにそのことをわれわれ自身が認識において裏付けたのである。そのことはただし、天使や菩薩にわれわれが急に格上げになるということではない。われわれは単にプラトン描くところのソクラテスとともに、当該事例の詳しい含みをみた上で、意図した不正をおこなうということについて、唾棄すべきものだからそれはやはりしないという態度を再確認し自覚的に表明し、そして、自分の想定の中で、決まったことの既定路線から外れなかっただけなのである。その一方で、この事例にてらして一般原則の支持を表明することと、当事者として当該事例において当の原則どおりふるまうことは異なる。この原則どおり、当事者ソクラテスの立場でふるまうことの難しさは、やはりある。なぜなら、言う

までもなく、そうすれば死ななければならないからである。さらに、トマス・モアの事例よりソクラテスの事例のほうが、原則に忠実であることはあきらかに難しそうである。これも、獄中のソクラテスそのままの視点を取り入れても、動かない。近代国家の官僚・軍隊・警察の三つ組には他の利点も欠点もあるだろうが、それは人々に、早々に公の決定に係る反抗をあきらめさせ、「余分なことを考えないで済む」ないし「余分なことを考えることは不可能である」ようにもした。当の三つ組は絶対王政の時代にすでに近似的には準備されつつあった。トマス・モアも早く生まれすぎた人だけれども、かれは、あるべき近代法治国家の法務官僚として、末代にいたるまでの理想像・模範であって、それと同時にこれに関係してかれ自身は、イタリア帰りの恩師から仕込まれたギリシア語原語によるプラトンなどの古典の学修から、そのびりっとした高い道徳性をも得たのである。いっぼう古代都市国家アテナイは、整備はるか以前であった。

第二に、ソクラテスはクリトンの党派感情に基づく恥の観念を上記道徳原則に置き換えることによって、「親しい者の過ち」を「戒める」。ただしこのことは、ことの性質上、直接的戒めの形式である命令や教唆によるものとは、なり得ない。いったん筋のきわめて悪い、通常なら死ぬ間際の人間からみて迷惑千万なノイズともなる策謀の企てに実際に走ってしまっている以上、クリトンが「本当の仲間」なのかも、同時にクリトンの側に問わなければならないからである。

50年、60年おなじ倫理原則をことばで承認し合った間柄でも、一回の行動においてそのような談論すべてが実はまったく無効であったことを示してしまうことは、あり得る。この局面で人が必要とするのは、行動をその人の中で現実に支える言葉であって、単なる建前として結果や相手のことの思惑により口か

ら発せられてきただけの言葉ではない。場合により恥の感情の持ち方が、当人が発し続けた言葉などより、はるかによくその人の「道徳」における内的な重みの所在を、告げるように思われる。しかし以上のことはあるにせよ、どんな言葉によって今回行動するかということは、この難しい場面ではとくに重要なことである。なぜならことは死か生の意味の完全喪失かということに及んでいて、そこをどう詰めて、定まった言葉をもって本心で考えるかという点が解明されない限り、自分の側で静かに死んでいくことも、死んでいくことを相手に納得させることもできないからである。われわれも、対話篇の中のソクラテス自身も、何も言わず死ぬタイプの「豪傑」ではない。ゆえに、表明されたクリトンの恥の観念にソクラテスの側の恥の観念を単に対置することは、ここで要求されていることではない。そして、豪傑でも、一般になんらか無感覚な人間でもないならば、死とはこうであり、法とはこうであり、したがってソクラテスはいま、ここで死ななければならないというようにして、このケースではすでに明らかな結論を、言葉とその筋道からも一般性を伴って言えなければならない。いったい今何が起きているのかを、言葉で言うことができるのでなければならない。かつ、そのことを、相手のクリトンもここで本人として言ってそれに応じた措置をとるとき、お互い老齢になるまで今までおこなわれていたが今は疑わしいものとなってしまった対話の意義も、かろうじて再生するかもしれない。

ソクラテスはまず、クリトンの、味方と敵を分け、「不当判決」を出した国家・国法を敵とみなした上で、相手が不正をしたからこちらもやり返していいのだという脱獄正当化の議論に対し、かつての自分たちの議論の前提を思い出させる。脱獄は不正な行為だということを認めさせ、しかるのち、絶対に不正はしないというかつての共通前提を取り戻し

たクリトンとともに、前提に基づいて、絶対に不正な仕返しをしないという主張を導き、最後に、たとえ「相手」が生身の人でなく国法・国家であっても不正な仕返しはできないし、それどころか国家相手のそうした仕返しは、とくにまったく意味をなさず、何よりしてはいけないことだと主張する。

『クリトン』の以後の議論に関して詳しい解釈をおこなうことは今後に譲り¹¹、いまは、『クリトン』中で「法に従うこと」としてソクラテスが理解していることに関してのみ、私見を述べておきたい。通常「悪法も法なり」といってソクラテスが毒杯を仰いだという決まり文句が通用していることについて、すすんで死んだわけではないという小論の立場から、必要最小限の修正を行わなければならない。

国や法律の言うことを聞かなくて逃げ出していかという問題は、49e-54eにおいて、国法によるソクラテスに対する説教という趣向の議論で扱われる。ここでの「法」「法律」はまず、特定の法律の条文のようなものではない。したがって俗に言う「悪法も法なり」でふつうイメージされる、日本で言えば治安維持法や食糧管理法のような、特定の成文法やその中の条文が問題ではない。クリトンが脱獄を誘い、ソクラテスに反抗を奨めたものは、法の一文ではなく、ソクラテス裁判の判決（結果）にすぎないからである。したがって、以後判例として扱われるべき一回の判決行為の結果と、任意の成文としての法とを、両方総括できる「法律」「法」の意味内容が求められる。また国法と国は、この箇所の特徴的に、ほとんど一体のものとして扱われている。あきらかにここでの「国法」は、国のあり方を定めるようなものである。こうした要因を考えると、ソクラテスは、かれや仲間や敵や裁判官（陪審）全員がそのもとで裁判に参加し、それ以後の共同行為をおこなった、アテナイ法慣習の全体を指して「法

(*nomos*)」と呼んでいるとすることが適切である。かれによれば婚姻も出産も養育もすべて法のおかげであり、法は「生みの親」であり「育ての親」(51e)である。これらも、法の条文をかれがそらんじていてその明文規定への参照をクリトンに求めているというより、出産、養育、その他の国中での個人単位、集団単位におけるあらゆる行為を支えるような「国の決まりというもの」への、よりゆるやかな注意のまなざしを求めているのにすぎないと思われる。そのような「決まり」はギリシアの都市国家ごとに異なっていた。ソクラテスは以前スパルタやクレタなど国情の安定した他国の風習をほめることがあったが、ここでは自分が生まれ育った母国であるアテナイの風習・慣習への完全な帰依、というモチーフで話している。

この理解のもとで、国法がソクラテスに向かって語る説得の「国家の中でいったん正義として下された判決が少しも力をもたず、個人によって無効にされ破棄されるようになって、なおその国家が存続し、崩壊しないでいられると思うのか」¹² (50b)、およびこれに関連する国法の演説、ことに、自分は「不正をこうむった人間として」この世を去ってゆくことができるということ、死は不正な人々の不正によるが国家には不正はないということ (54b-c) が、死んで「いかなければならない」理由というより、人生を成就して死んで「ゆける」理由として、ソクラテスが考え出したものである。かれは、獄中でこれを何度も「コリュバスタたちの耳にいつまでも笛の音が聞こえているように思われるのとおなじ」(54d) に、自分の中に繰り返し響くようにすることによって、単なる生き延びのための主張のよけいな邪念・ノイズが、自分自身に聞こえないようにしてきた。私見では、この自分への説得においてソクラテスは基本的に、正義がからむアクションを公的に共同しておこなった場合、たとえ自分個人に「気

に入らない」決定や「不利な」決断が最後に下されても、まさに自分がその決定手続きに加わったことにより、その最終決定に従うしかないと主張しているように思われる。むしろソクラテス自身は、裁判官ではなく受け身の被告だったのだが、被告人としての最善を尽くして「決定に参加した」と考えていると思われる。国の重大な場面に自分が立ち会ったという自負は、ソクラテスのこの間のスピーチと対話にあふれている。『弁明』ですでに¹³、役割・使命の認知が通常の被告にはないと嘆きながら、自分はそのような恥知らずの連中とは違って本来の趣旨どおりにやってみせると言っていた。設立された公共のものにてらしてのみ正義が問題になり正義を主張する可能性が発生する。『クリトン』で史上初めて定式化された考え方によれば、Xがわたしに不正をなしたことは、わたしがXに仕返しをすることの正当な理由とはならない。わたしはそれだけなら、Xと同様不正をなしただけのことである(49c-e)。したがってわたしは、われわれが何事かを共通に取り決めてそれに従っておこなっているという事実¹⁴に訴える形でしか、正当な裁きも正当な報いも手に入れることができない。その共通・公共のものは、ここで正義の意味の源なので、それを毀損することは「正当に」はおこなえない¹⁴。

ソクラテスに対する国法の説得の焦点は「たしかに、今もしお前がこの世を去るなら、お前は不正をこうむった人間として去ってゆくことになるだろう。しかしそれはわたしたち法による不正ではなく、人間たちによる不正にとどまるのだ」(54b8-c1)という箇所があり、これによりかれは、クリトンに説得され逃亡した場合との、人生と人生の終え方のあまりの「意味」の違いを示すことにより、ここではやはり納得して死ななければならない、自分の人生の意味自体はこの死に方で完全に保全されるから、と確信するのである。

すでにここまでで論じたように、これは、すすんで死を選ぶといった、不遜な態度とはかけ離れたものである。受動の受苦が、ここで国法の姿における自己自身の説得により、人生の完成に見合った静かな安心に転化することが描かれていると解釈すべきである。そして、この『クリトン』の筋書きも、われわれは単にソクラテス一個の人生の問題としては、済ませられないのではないだろうか。われわれ自身の中に、これに似た「一人生の意味」への渴望が、やはり否定しがたく存在していると思われる¹⁵。

共同体に属する何らかの法、掟、決まりに従うことにより、市民は、一市民としての個人的活動も、何らかの意味での共同作業も遂行することができた、とソクラテスは論じる。もちろん結婚する人たちに法の存在は意識されなくともよいし、子どもを作るときや教育を受けるときに法が関与するというのも、ふつうの市民がまったく発想しないことである。しかし、人工的な制度としての国や共同体の中の存在としてのみ、人間は自然的生物として自己実現できる。アリやミツバチのように共同的に働く動物は、規則に事実上従っているだけでよいが、おなじく共同的に生きる動物の代表である人間は、何かを規則としてあらたに取り決めて、それにみなで従う、ということをする。だから結婚は単なる「つがい」ではないし、子育て・教育も単なる「保育」ではない。そこにある慣習のすべてがよいわけではないにせよ、慣習から「自由に」、つまり無政府的で極度に安楽な「共同」のもとで、国法が整備され基本的慣習が吟味されてきた地方とおなじ水準の生の質を保つことには、困難がある。——ソクラテスは、人に対し「不正をおこなう」ことが許されないのなら、まして国法に対してそうすることは許されないと主張する。法を決めて生活の枠組みが定まったところで、そのような公共の財を享受する「わたし」の人間として

の活動が可能になったという理由によると思われる¹⁶。

II

『ソクラテスの弁明』は法廷における被告ソクラテスの側の弁論のみを記した書だが、有罪となったあと、原告側が死刑を求刑した後のソクラテスの量刑に関する弁論には、ある特異性がみられる。ソクラテス自身が有罪の判決は約30票が動けば無罪の結果であったと述べているので(36a)、280対220程度の微妙な差であったと思われる。しかし量刑を決定する投票では、圧倒的な差で原告側の死刑が被告の申し立ての罰金刑に勝った。これは双方の弁論の直接的影響であろう。ゆえに量刑を申し立てるソクラテスの弁論が、かれがすすんで死んだのか否かを検討する上で、決定的に重要である。わたしはまず、ソクラテスの弁論は、当時の陪審の実情を考えた場合には、失敗弁論だと考える¹⁷。それは私見では、さしあたりソクラテスの静かだが強い怒りに起因すると言わなければならない失敗である。ここで、通常は、「怒りのあまり失敗すること」は、その人の不徳や何らかの欠陥の印であるとされる。しかしわたしの解釈では、同時にここで怒りを感じたことこそ、むしろソクラテスの例外的に高い道德性の証であって、かれ自身に対する何らの道德的な咎めにも当たらない。以上の論点を本節で説明したい。

ソクラテスの強い怒りは、叫ぶなどの感情表現そのものが飛び出したり、義務である弁論で非文法的になったり、支離滅裂なことを言ったりという形では表れていない。また、怒りに特有の他の徴候、たとえば攻撃性の直接的表現も、感情的な一文も、正義に関する長口舌も、どこにもない。したがってそのような情緒の動きについてことさら主題的に問

題にした研究もみかけない。また、ソクラテス自身は「この結果についてわたしが腹を立てていないことについては、アテナイ人諸君、・・・」(35e1-36a2)のようなことばで量刑確定の弁論を始めている。他はともあれこれが、かれが怒っていないことの直接的で決定的な証拠とみなされるかもしれない。

しかし、まずソクラテスがこのように弁論を始めていることこそ、かれがここで例外的に心の余裕なくこう言わざるを得ないほど内心で腹を立てていることの明確な徴候であるとわたしは思う¹⁸。むしろこれが、われわれが経験している会話の常識である¹⁹。「ぼくは怒ってなんかいない」は、大人の関係で多くの場合、まさに普通でないほど怒っていて、そしてそれにもかかわらず相手との関係を保全しておくポーズとして人が発する、もっとも典型的な台詞だからである。より直接的な怒りそのものを、その怒り固有の特質そのまま、次の周知の章句に見て取り、感じ取ることができる。

生涯をつうじて休むことなく、大多数の人が関心を寄せること、金儲けや家政や将軍職や民会の指導者やそれ以外の官職や政治結社や国内で生じる内紛などにはいっさい、関心を払わず、——それはそうしたことに携わって身をまっとうできるには、自分が実際あまりにも清廉過ぎると考えたからだが——、たとえわたしがそこに加わったとしても諸君にもわたしにも何一つ利益にならないようなところへは向かうことなく、個人個人に対して私的な形で最大の慈善——そうわたしは主張したい——を施すこと、そちらをわたしは目指したのだが。すなわち、諸君の一人一人に対して、自分がもっとも優れた思慮に満ちた人間となるように自分そのもののあり方に配慮するよりも前に、自分に付随するような利益を顧慮することがないように、また国家そのも

ののあり方に関心を寄せるよりも先に現にある国家の利益を図ることのないように、さらにはそれ以外のことに對してもそれと同様の仕方で配慮すべきであると説得することにわたしは努めてきた。このような人間であるわたしは、いったいどのような目にあうのがふさわしい(=どのような罰に値する*pathein axios*)だろうか。諸君、かりにも真にその価値(=罰の値*axia*)にふさわしい刑を求めるべきであるならば、それは何か善いことではないだろうか? それも、このわたしに似つかわしいような善いことだろう²⁰。(36b5-d4)

言葉を読めば、ソクラテスはここで極端なまじめさと極端な剽軽ぶりを、二つ同時にこの個性的な一文において示していることが分かる。かれはこの後、量刑の申し出のために、自分にふさわしい善いこととして、オリンピックの勝利者が功績故に国家によって接待されるように迎賓館における名誉の給食を申し出るという冗談を言う。その申し出の根拠としてかれは、オリンピックの勝者は「諸君が一見したところ幸福であるように思わせるだけであるのに対し、わたしのほうは実際に幸福にする」(36d9-e1)とも言う。まず引用箇所最後の繰り返される問いが、だれでも見て取れる静かな怒りの、直截の表現である。何の「罰」をこのわたしに言えと言うのか、わたしには何の罪もなく、善行と、国に尽くした功勞しかないではないか? 怒りはここに隠れているというより、裸で露出している。

次に、全体としてこの台詞は、法廷の場所でこの局面で語られたものとして異例であるように思われる。原文ですぐに観察されることは、上の引用の文章が、言葉・思いが次々とあふれ出てきて、言い換え、解説、補足のオンパレードになってしまい、はじめに置かれた(36b5)「このような人間であるわたし

はどのような目にあうのがふさわしいだろうか」にあたる台詞は、そのような続出する句や節を一応言い切った後、もう一度文の構造を立て直して示すために、再現せざるを得なくなっているということである(d1-2)。これは、哲学的な対話で話が本格化したときに思わずテンションがあがり「乗って」きて、心の赴くままに長文の一文を構成するときに典型的に出現する、ソクラテス本来の生き生きとした口調であると思われる。しかし、ソクラテスはここでは、もちろん探求をしているわけではない。相手に死罪を要求されている散文的な法廷の場でこのように異例な場違いの仕方で語ることは、何か理由に基づくだけではなく、理由とは言えない原因となる、心理的な大きな動揺の先行にもよるものと思えない。そして、怒りがそのようなソクラテスの心理の主たる要因であることは、さきほどの冒頭の「腹を立てていない」と、ここの「罰の値」と「価値」の重ね合わせによって、明らかであるように思われる。怒りはここでは、知的探求の議論場面の語りの無意識の(ほとんど本能的な)援用と、もともとかれがもっている一定の剽軽さの身振り、ユーモアにおける自分との距離の置き方によって、目立たなくなって、見苦しきものになっている。

第三に、前々段で引用の長い文章の後のものとして紹介した、オリンピックの優勝者が「諸君が一見したところ幸福であるように思わせる(*poiei eudaimonas dokein einai*)」だけであるのに対し、わたしのほうは実際に幸福にする(*egô de einai*)」(36d9-e1)は、ソクラテスがふつう人の間で抑制の利いた言葉を発している限り、親しい人間にも言わないし、自分でもこの言い回しをもって自分の功績を言わないし意識しないであろう、そのような言葉であるように思われる。類似の脈絡で以前に、(自分のためでなく)諸君のためになることをしたとか国家の「アブ」のよう

なものでとかの、表現としての「ひねり」「意外性」が影を潜めた絶対的自己肯定表現になっている²¹。

ここの「不埒な台詞」だけでソクラテスが死刑になったとまでは言えないにしても、ここで表明される、悪いものとしての罰に値しない自分が自分にふさわしいものとして何らか量刑を申し出ることにはできない、という考えそのものをその後も自分の中で最終的整理のつかないまま話し、敵の申し出の「死」に対してそれは善いものかもしれないといったん言ってしまっ、その後罰金なら実害ないと言いながら少額しか言えず友人に言われて額を言い直すというスピーチの全体が、国家宗教への反逆という公訴²²の、「重罪の訴え」がすでに成り立ち、重罪が予想できるような有罪であるという事態をわきまえないものとして、裁判官に、とうてい好意的には受け入れられなかったと思われる。ソクラテス自身、「死刑」に対するなら被告側では「国外追放」という、「最強の札」の存在を、「頭では」知っていたのである (37c-e, esp.37c5, cf. *Crito* 52c6-8)。したがって先の引用箇所はその意味で、その文脈の中ではソクラテスが国家により処刑された事情の、第一級の証拠になるだろう。

それではソクラテスは、有罪判決に憤りを感じその後気分を切り替えられず、その感情から抜けることができないままほとんど最後まで弁論してしまったことにおいて、本当に死刑にならなければならなかったのだろうか？ 死刑や他の罰以前に、もちろんかれに咎があるとは思えないということ、ここで確認しておきたい。

まずアテナイでは量刑確定の弁論は、有罪が確定した場合、その日のうちに続けて行われていた。現代日本の三審制のような控訴・上告の手続きもなく、専門の法律家が裁判官となっているのでもなく、死刑のような重大裁判でも一日で判決を出し、素人の市民が大

勢安い日当で裁判の陪審になっていた。有罪か無罪かで被告が無罪を主張して有罪になったソクラテスのような場合を考えてみよう。量刑の申し出は一種の駆け引きであり、ソクラテスもちろんその事実の知識は持っている。かれの弁論はそのことを知りながら駆け引きの観点に入っていくのが遅れた、ないしほとんどまったくできなかったものであるように思われる。無罪であることを心から信じ、何の疑いも持たずに弁論し、結果が予想に反して有罪であるとき²³、一定以上まじめな人間は気分を切り替えられないだろう。ソクラテスは要するに、アテナイの法廷で被告となって弁論するには人生をあまりにまじめに生きてしまっただけであるとも思われる。このことは簡単に示すことができる。もしかりにソクラテスが有罪判決に憤りを感じないとしたら、どうだろうか？ 自分の人生の意味・諸活動すべての意味がここで断罪されて憤りを感じないならば、そのことはそれ自体として、その人の活動が実際にそれほどの意義のないものであったことの印ともなるだろう。単にその人が「謙遜である」「場の雰囲気にあった行動ができるマナーの持ち主である」程度のことではない。人間はこうした場面で、だれも例外なく、完全に正直にふるまってしまうものではないだろうか。不正に係る怒りに関し、われわれはほどよい感情を持つべきなのであるが、それは機械的にまるで怒らないことと強く怒ることの中間を指すわけではなく、ひどい不正に対しては強く怒ることが、適切な場合もある²⁴。(怒りで醜いふるまいになることは論外だが、その点ではソクラテスは破綻していない)。

したがって、人は生き返らないのにソクラテスに簡単に死刑の判決を下した裁判官たちの側の人間の軽さに問題があったと思われるし、市民教育の問題を含む、全体としての裁判「制度」自体に関し、事故の可能性が大きすぎた、と言うしかないだろう。その反面

で、ここでひとつの心理的歯止めを失ったソクラテスの側は、破綻したわけではなく、必要以上に行儀にやかましい、墮落した裁判官から見たマナーの点で、欠陥のある弁論をしたのだが、総じてアテナイの平均的裁判官のそうした悪い思考習慣を別にすれば、法廷弁論としても問題のない弁論を続けていて、そして哲学的にみれば、むしろソクラテスの通常見えない姿を読者に知らせてくれる貴重な「口滑り」までしてくれたように思われる。

ソクラテスの言う自分の功績は、その内容自体としては有罪判決以前の弁論中で繰り返しかれが語った「魂の配慮」(30a-b)に係る内容を、エッセンス的に述べたものだが、ここでソクラテスが、自分は「配慮すべきもの」に関し、一人一人に「自分の本体」と「付属物」、「国家の本体」と「付属物」等々の優先順位の区別をするよう、説得するようにして、「最大の慈善」をおこない「人々を幸福にした」と絶大な効果を申し立てているところが新しい。ここで表明される絶大な自負・自信と、かれのおこなった活動が積極的教育内容を含まない、単なる否定的対話であったことの関係が問題になるように思われる。

ソクラテスの絶大な自信のほうは、「人間であることの意味」に係る特権的な活動を組織的に遂行したことの自信である。ここの直接の先行議論でかれは「財産から徳(アレテー)が生じるのではなく、徳にもとづいてこそ財産およびそれ以外のものの一切が、人間にとって私的な意味でも公的な意味でも善いものとなるのだ」(30b2-4)のような説明を魂の配慮にかかわっておこなっていた。財産をもっていても無思慮では有害になるかもしれない。名誉も地位も、「宝の持ち腐れ」になったり、かえってもたなかったほうが不幸にならなかつたような例もある。この意味での逆の順番はあり得ず、まず思慮において付属的なものの使用一般の意味を把握し、思

慮をどこまでも発展させなければならない。しかるに、これは、ソフィストという徳に係る人間教育の専門家を自称する当時の職業的教師が言うようには、「教える」ものではない。この点のために『ソクラテスの弁明』の冒頭に近い場所でソクラテスは、ソフィストにもっとも多額の金をつぎ込んで息子の教育をしようとしたので知られる、カリアスとの対話を紹介している。もしカリアスのふたりの息子たちが仔馬や仔牛であつたらそれなりの専門家が飼育してくれて卓越性(アレテー)を身に付けさせてくれるはずだが、人間なのでどうするか(20a-b)。ソクラテスのこの質問は、カリアスをからかっているもので、もちろんおなじように人間にアレテーを身に付けさせる教師などはないという含みをもつ。ソクラテスが否定し質問攻めにあわせ相手を困惑させるのも、かれが金を取って教える約束をしないで、しかし世間から見れば教育に「近いこと」をおこなってソフィストとしばしば取り違えられたのも、人間の本性そのものの問題に由来することであろう。人間は動物と違って自分の頭・思慮で行動できなければならないし、その思慮は、放っておいてよくなるものでもないが、他人がやりかたや内容を「教える」わけには行かず、まさに自分で考えながらでなければよくならないからである。水泳は泳ぎながらでなければ上手にならないし自転車に乗りながらでなければ自転車を操ることができないのと同様に、考えながら考えることに上達しなければならぬ。よさの意味は、よさについて考えながらでなければ、突き止められない。したがってソクラテスのように人々をそこに向けて刺激し、よさを考え、考える習慣によって上達した考えからよいものを生むように働きかける行動は、他のもろもろの働きかけや行動とまるで違う、それらに立ち勝った比類のない意義を有する——おおむねこれが、ソクラテスがこの場で語っているメッセージの簡

単な説明になる。人間としての「運命」がもしなんらかあるなら、それに自分は達したと思うから絶大な自信になる。よさについて人々が考え始めたことは、たしかに全く新しい人類史のステージ、それも本当のことが始まるという未曾有のステージが切り開かれた、ということであろう。

そしてそのことをソクラテスが、全否定されたことを機縁として、自信をもって語ったとしても、それをだれも非難することはできないように思われる。ゆえにアテナイの陪審が、ここでのかれの話し方の細部²⁵にこだわって死刑に票を投じたことは、軽はずみな過ちである。また、ソクラテスはそもそもの弁論の一番初めに、裁判官のアレーは何であり、法廷で弁論する者のアレーが何であるかについて、われわれから見て当たり前のことを言っていた。裁判官は弁論する者が正しいことを語っているかに注意することがアレーであり、弁論する者は真実を語る点にアレーがある(18a)。実際の裁判は墮落がきわまっていて陪審に媚び、家族を壇上にあげて命乞いをする風習まであった(34b-35d)。

III

ソクラテスがなぜ有罪になったかという問題が最後に残る。有罪か無罪かの弁論の部分(17a-35d)でソクラテスはすすんで死のうとした、ないし死んでもいいという態度を基調にしてしまったのかという問題である。だがこの『弁明』の初めの長い部分については、わたしは、ソクラテスが結果的に敗北したものの徹頭徹尾勝利を目指していたとするブリックハウスとスミスの解釈上の論点に、おおむね賛成なので、ごく短いコメントを付けて小論を閉じることにしたい。

初めの部分の弁論でソクラテスは、ソフィ

ストたちがそうしたようには、自分が教育の約束をせずお金もとらなかったこと、ゆえに自分は貧乏であることを、やや強調気味に語っている。これは、いかにも惨めつたらしい、本筋を外れた露悪癖のうち明け話のようにみえるかもしれない。しかし、ここに、ソクラテスが勝利を目指す上で一番の力点が置かれていたように思われる。ソクラテスはソフィストと違って、教育するというふれこみで青年の後見人と契約を結び、そこでの契約不履行や、教育内容の反社会性の嫌疑があったわけでは、ない。アニュトス一派で原告に立ったのはメレトスだが、かれも、大物の黒幕の政治家アニュトスも、もう一人原告側で有罪のための弁論をおこなったリュコンも、原告側で弁論をおこなった3人全員、この点でソクラテスと対立していないように思われる。今日の日からはこれが驚くべきことである。メレトスの訴状は「ソクラテスは若者を墮落させ、また国家が崇めるところの神々を崇めずに別の新奇な神霊を崇めることによって不正を犯している」(24b8-9)というものだが、もしソクラテスが金も受け取っていないし教育をビジネスとして顧客と契約していないのであれば、前半部は裁判にならないのが、われわれの常識であろう。そして、ソクラテスもそれに近いことを思っているふしがある。かれは単に、自分が契約の関係を持たなかったと念入りに言ったのみならず、この件にかかわることの本質を裁判官に説明すべく、メレトス相手の問答において、万一自分が心ならずも(*akôn*)若者相手に墮落をさせたという事実をメレトスが掴んだとすれば、かれはソクラテスの所にきて「個人的に教え諭すべき」であって裁判にかけるべきではなかったと明確に語っている(26a)。心ならずもではなく、ソクラテスが自発的・故意に若者を墮落させた可能性は、論理的にはある。しかし今日、法的には、その「故意」は契約にまつわる金銭問題が絡む場合で

あろう。それ以外を故意にというとき、裁判官の判断における恣意の領域が、無際限に広がる恐れが強い。そして、そのような、よく考えれば法廷にふさわしくない裁きの混入が事実上横行している見極めにくいということが、当時の裁判の実情に他ならない。おそらく訴状をよく検討した被告ソクラテスのほうでは、今日のわれわれでもおなじ目にあえばそうするであろうように、恣意の領域をあらかじめ外側から狭くしておき、その上で当時の裁判事情に沿ってそのもっとも怪しい領域においても原告側に負けないう、細心の注意で議論を組み立てているように思われる。たとえば、ソクラテスは弁論の最後に、実際に自分と接した若者の親は訴えていないし自分の味方に来ているではないか、と基本的な事実をだめ押し気味に挙げる(33b-34b)。裁判のもとになるべき係争の事実そのものさえ、ここにおいて、存在していない。すると、アテナイ民衆裁判(公訴)の「原告」は任意の市民のメレトスだが、今日の法の観点でいって、原告とは、だれなのか。何の資格でかれを訴えることが可能であったのか? またソクラテスは、単に徳の教育を自分がしていないし、すると謳ってさえいないのみならず、人間を端的に優れたものにする意味での徳の教育は元々不可能で、だれかが知恵の点で他の人よりすぐれているということはそもそもありえないことなのだという点の(念には念を入れた)立証のために、「無知の知」に係るあまりに有名なエピソードを紹介している(20e-23c)と、解釈できる²⁷。ソクラテスは、教育問題に関し、きわめて戦略的に勝利を目指していた。

訴状の後半部の宗教問題に関しても、これは同様である。ソクラテスはここでの勝利のために、まず原告メレトスに、訴状でいう宗教的逸脱は、若者を堕落させたとかれが主張する、その若者相手に宗教的逸脱ないし無神論を吹き込んだという意味かと尋ねる

(26b)。これも、ソクラテス側で戦場を画定してその内部で争うための戦略である²⁸。そこでなら、神を認め、崇めるといふことの事柄からみて、自分が神霊(ダイモニオン)と言っているものは別系統ではなく、ギリシア宗教の内部に座るものだから問題ないはずだと答弁する。

ソクラテスは以上の点すべてで完璧にやっているように思われる。まともな裁判なら、文句なしに無罪である。しかし不透明で、得体の知れない裁きの領域も、かれが先駆者として承知し、今日われわれも知っている「法の領域」の外部にあったのである。いったいなぜ当局が今回の訴状を裁判に当たると見なしたかということも、ほんとうは、よく分からない。表面的な訴えで、表面的に公判が開かれた²⁹。要するにその不透明な部分で裁判が思想裁判、政治的抑圧、知識人弾圧の道具になるおそれは、強くあった。ソクラテスはこの部分でも戦ったが、その中で言うことは、かれに特有の死に関する解釈を含んでいる。そしてそうした言説が、ソクラテスは勝つ気がなかったのではないかという、無理解な憶測の原因にもなった。しかしソクラテスはわれわれが画定した法の領域と認めるものでは徹底して周到で戦略的であって、しかも、だれがみても相手を完全に破っている³⁰。

もともと相手の訴状自体は、この法廷の場にくることがあってはならない程度の、できる悪い訴状なので、かれは裁判の前に一方で完全に勝利を確信し、他方で、これがこの程度の訴状で当局に受け入れられ裁判になったことに驚いたに違いない。そして、ただちに、これが裁判という名の政治的攻撃に他ならないことも見抜いて、敗北の見込みの大きさにおびえたに違いない。そこから立ち直り、立ち上がって、勇をふるって死をおそれない態度をかため、堂々と弁じたと思われる。これは、このようにするしか、なかった

のではないだろうか。ソクラテスは哲学者として裁判にかかったけれども、そこで「裁かれた」のは、かれが希望をまいた、思考の習慣と、あらゆる学問的なものとその可能性でもあったと、わたしは考える³¹。

- 1 T.C.Brickhouse and N.D.Smith, *Socrates on Trial*, Princeton 1988. (邦訳『裁かれたソクラテス』(米澤茂・三嶋輝夫訳) 東海大学出版会1994年)
- 2 以下、「ソクラテス」はプラトン対話篇のソクラテスを意味し、小論は歴史的ソクラテスの問題には立ち入らない。ただし若干の断片的推測を以下の注に書いた。ソクラテスとソクラテスをめぐる文書の全体像については、納富信留『哲学者の誕生——ソクラテスをめぐる人々』(ちくま新書2005年)が詳しい。
- 3 Brickhouse and Smith, pp.vi f. *et passim*.
- 4 ソクラテスはすすんで死んだという明示的な見解として、たとえば加来彰俊『ソクラテスはなぜ死んだのか』(岩波書店2004年) 2-7頁、とくに3頁をみよ。
- 5 「牢番」と訳すべきかどうかはひとつの問題である。Cf.J.Burnet, *Plato's Euthyphro, Apology of Socrates and Crito*, Oxford 1924, p.255.
- 6 アニュトスの二世政治家としての育ちとそれに由来する強権的性格、およびソクラテスへの恨みにみちた激しい敵対感情について、『メノン』90b-95aとくに94e-95aを、クリトンが単に哲学的議論の理解が弱いにとどまらず、性格的にも、尊敬すべき人間が今まさに死んでゆくという場の空気すら読めない、迂闊で間が抜けた人であったことについて、著者の異様に強い軽蔑がこもった『パイドン』115c-d(cf.63d-e)の描写を、それぞれ参照。
- 7 「それに、例の密告屋どもが、どんなに安あ

がりか (*euteleis*)、きみは知らないのか。かれらを丸め込むのに大した金がかかるなんてことは、ぜんぜんない」(45a)。そのような連中なら、敵がまたほんの少しの金を出せば、こちらの策略すべてを白状した上で相手方につくだらう。実際には何らのセキュリティの手段も、存在していない。クリトン自身が、存在しようもないと、事実上暴露している。

- 8 しかし、本当に脱獄できるか? この件に関するあらゆる考慮材料が手に入ったならば、よほどいい加減なやくざな人間しか、そう決断できないのではないか? しかし脱獄しないことの結果を最終的に受け入れることは、これと独立に、よほどいい加減に無感覚に生きている人間でない限りつらいことである。私見では、この二点が事柄自体としてもつ皮肉な要因が、『クリトン』(およびその続編としての『ゴルギアス』)中の「ソクラテスの対話」に特有で、他の作品には見あたらない一種峻厳な性格をも、定めている。
- 9 Cf.45a4-5「ぼくはそのことも気にしているし (*promêthûmai*)、他の多くのことも (*kai alla polla*) 気にしているよ、クリトン」。
- 10 44c2 *aiskhiôn*. ソクラテスは『ソクラテスの弁明』の死刑判決後のスピーチでは、有罪判決を下した人々相手には原告の不正と悪徳の恐ろしさを強制的に語りつつ、無罪判決を下した人々相手には、死んでゆく人間の責務を果たして、原告について、必要以上の「罪」を帰属しないように、害するつもりであった点だけが道徳的に糾弾されるべきであると語って、無用な党派的敵愾心に歯止めをかけつつ「罪を憎んで人を憎まず」を實踐する(41c-e)。まったく同様に、また対称的に、『クリトン』では、親しいクリトンの過ちを、吟味し、もっともきついことを言い合う愛・友愛が存在することを立証しようとする。敵を敵としてみる前に人と

- してみる、味方を味方としてみる前に人としてみる、そして、だれのものであれ、思慮ある言葉を尊重し (44c-d, 46c-48b)、だれのものであれ、悪を憎まなければならない、ということだろう。
- 11 『クリトン』の議論の基本線について正確な論考として、吉田雅章「正義と聴従——プラトン『クリトン』研究 (一) (二)」(長崎大学教養部紀要(人文科学篇)第22巻2号(1982年)1-13頁、第23巻1号(1982年)27-52頁)参照。
- 12 田中享英訳(『ソクラテスの弁明・クリトン』(三嶋・田中訳)講談社学術文庫1998年)による。以下、場合による些末な変更の上、同書の訳を使用する。
- 13 35a-b参照。
- 14 51b9-c1「あらゆるところにおいて、国家すなわち祖国が命ずるところをしなければならない。さもなければ、国家を、本来の正義によって (*hêi to dikaion pephyke*)、説得しなければならない」。
- 15 『ゴルギアス』のソクラテスとポロスの間の対話において出現する「相手に不正をなすより相手から不正をなされるほうを選ぶ」というソクラテス的態度は、ここの国法の主張の直接の延長上にある。わたしは別稿で、ソクラテスが『クリトン』におけるのと同様に、徹底して知の有限性を帯びた実践家のまなざしでこの主張を捉えていた、と解釈する予定である。
- 16 もちろんわれわれは、自分が生きてきたことの意味が毀損されず、保存されたまま死んでゆける、とするソクラテスの信条については裏書しつつ、自分は国家の子であるというソクラテスの主張のほうを、われわれの側で受け入れることまでは、しなくてよい、とわたしは考える。第一に、慣習や、われわれの行為を「可能にするもの」は、国家や国の法慣習という種類の公共性や共同性には、つきないと思われるからである。

- また第二に、この考えは、あらゆることを考慮したとき死ななければならないと思ったソクラテスが、獄中で繰り返し自分を説得するために頭に浮かべた考えであるが、この個別の状況を離れても有効なものだとは、思われなければならない。われわれの行動は、必ずしも「単純明快な理由」によって起こるものだとは限らない。「あらゆることを考慮する」ことが運良く可能である場合、言葉では一言で言えないが「それでよい」と思えるものではないだろうか。ソクラテスの問答自体、かれが知者であり、何かを知っているために相手を論駁できたのではなく、知ったかぶりの相手がそのつど言うことは「とにかく違っている」という否定判断の確かさによるが多かった。今回も同様ではないだろうか。かれは邪道な選択肢としての「脱獄による生き延び」を拒否するような複合的理由の明確な認知に基づいて正しく行動できたのだと思われる。この意味で、ソクラテスはまた、哲学に殉じたわけでもないし「国に殉じた」わけでもないと思われる。——以上のことと独立に、すべてを考慮し、邪道な考えを排し続けたソクラテスの死に方は、その徹底性において見事であるように感じられる。また、このようにして自らに徹底して配慮して死んでゆくことは、細部の創意工夫の見事さと裏腹に、事柄全体としては、完全に受動的なことであって、自ら選んだことでもないことも、明らかであろう。
- 17 ただしこの部分のスピーチの解釈としては、わたしは一般路線として賛成するブリックハウスとスミスの解釈 (*op.cit.*, pp.214ff.) に、ほぼ全面的に反対である。
- 18 前注2のように小論では歴史的ソクラテスの問題に主題的には立ち入らないけれども、他はともあれ有罪確定後量刑確定までの35e-38bは、裁判中ソクラテスが現実に発した言葉を、プラトンが非常に正確にそのまま書

- き写したものであろうと、わたしは個人的に推測している。以下の本節の解釈が可能であるようなスピーチを、戯曲の本格的練習を若い頃積んだプラトンは、プロの腕前を持つが故に「創作」も「改変」もできないように思われるからである。いっぽう38c-42aの判決全面確定後のソクラテスのスピーチは、スピーチ内容そのものがいつかどこかのソクラテスのものでないとまでは思わないが、裁判当日法廷でこの形でまとまったものとして語られたかどうか、疑う余地があると思う。プラトンがここで正確であるべき事情は、それ以前の箇所の公式法廷弁論の場合ほど、はっきりしていないからである。残る17a-35dの有罪判決以前のはじめの長い弁論については、わたしは、これも個人的に、ほぼ正確であろうと推測する。
- 以上の推測に対して、たとえば、ソクラテスはじつは量刑の対案をいっさい出さなかったとするクセノポンの『ソクラテスの弁明』23などを典拠に、別の推測をする人が、反論してくるだろう。
- 19 ソクラテスは裁判冒頭で自分の弁論の仕方が真理と正しいことに照準を合わせているため、美辞麗句もなく思いつくまま気ままに語られるものである旨の断りを言っていた(17b-18a)。こうは言っても勝利を目指す以上、ソクラテスの弁論は当時の法廷弁論の定型に沿ったものとなっていたことが、知られている。この断り自体も、意図において、念には念を入れた戦略の一環だったのである。しかし有罪判決後は法廷の人工的な空間における約束事ないしマナーが、本当に生の日常茶飯の言葉、現実の内心を映す言葉を、かれが抑制のきいた何らかのレトリックのフィルターを通さずに語ってしまうが故に、明確におろそかにされたと裁判官に受け取られ、裁判官側の集团的激怒を引き起こしたように思われる。文字通り単なる「思いつき」の言葉をそのままで言うこと、まして後の38a-bのように、一度言った罰金の額を修正して「ドタバタ」になってしまうこと (cf. *Crito* 45e-46a) は裁判官に対し「失敬」であって、危ないと思われる。
- 20 注12の訳書中の三嶋輝夫氏の訳による。スタイルに属する若干の変更をしてある。
- 21 ソクラテスの「大口たたき (*megalêgoria*)」は、悪名高い個人の癖として、有罪・死刑の遠因とだれもが挙げていたのものであるとクセノボンが指摘している (*Apologia* 1)。しかし「実際に幸福にする」は、習性としての単なる高言・大口の結果の発言でもなく、ここ一回の、一生に一度だけの特殊な表現ではないかと思う。
- 22 検察というものがなかったアテナイの裁判では、すべて市民が市民を訴えたが、単なる市民間の損害賠償の私訴と、国家宗教に反する行為に対する公訴とがあり、後者が成り立てば死刑、国外追放等の重い刑罰になるのが通常であった。
- 23 ソクラテス是有罪判決前から有罪になることを予想していたではないか、と言われよう (19a, 28a-b, 35d)。しかし現実に「罪あり」と宣告されたその場で、そんなことはない、わたしは無罪だと内心で叫んだとき (そう解釈するが)、ソクラテスは裁判の「単なる」結果「として」は宣告を受け止めることができず、それ以前のいついかなる時ももっていた自分の身の潔白そのものに対する信・明証に基づいてそう反応したと思われる。この明証がありながら平静に量刑の駆け引きのゲームに即座に参加することを強いたアテナイ法廷の過酷で不道德なルールこそ、ソクラテスを殺した第一のものである。
- 24 Cf. *Aristoteles, Ethica Nicomachea* II 6 ff.
- 25 ソクラテスの弁論は感情的な憤りの爆発を避けているので、怒りは静かな形で底流に流れるのみで、言葉自体は知的に統御され

- た、形式的に咎のないものである。提案の逡巡においてやや変わっているだけであると考えるべきである。かれの空とぼけはこのような状況では、有効に働くのではないだろうか。
- 26 アリストテレスは『ニコマコス倫理学』第9巻1章1164a22-33において、ソフィストの契約の根本的な怪しさを指摘している。知らないくせに徳について教えることには誇大なところがつきまとうから、訴えに対していつもソフィスト側であらかじめ防衛しておく必要があった。アリストテレスの叙述は、今日の日からは、法的には、そもそもビジネスとして金を取らないソクラテスには、提訴されるいわれがないことを明確に含意していると思われる。
- 27 この点は、無知の知の意味内容と神託事件の意味が哲学的に重要であることと、非両立ではない。事實は、ソクラテスは哲学者中の哲学者だけれども、かれ自身、プラトン以後のような哲学者という境遇に見合った事実的条件を備えていたわけでは、ない、ということである。典型的には、かれは学園にいたわけでもないし、研究職でもないし、教える人でもなかった。ふつうの市民として糾弾され、ふつうの市民として義務である自己弁護をおこなったと思われる。
- 28 『弁明』の原告側の訴えの中で使われる「神々を信ずる・崇めること (*theûs nomizein*)」の意味については、明確でないという結論が妥当であるように思われる。加藤信朗『初期プラトン哲学』(東京大学出版会1988年) 73-79頁、とくに76頁参照。
- 29 したがって、ヘーゲルの哲学史に典型的にみられるように、ソクラテスとアテナイ民衆の間になんらかの「矛盾的对立関係」を構成しようとすることは、歴史に忠実な態度ではないとわたしは考える (G.W.F.Hegel, *Werke 18: Vorlesungen über Geschichte der Philosophie*, Suhrkamp 1971, pp.496ff.;
- M.Merleau-Ponty, *Éloge de la philosophie et autres essais*, Gallimard 1961, pp.41-49)。また、『ソクラテスの弁明』をも含め、基本的に演劇的読み物であるプラトンの読み方として、われわれはプラトンが描く劇空間にまぎれ自ら入ってそこで登場人物たちとともにその視線でものを考えてみることをしないと、何も得られない。プラトンの同時代の人もそうしたように読むことで何が起こるか、先入見はもてない。ソクラテスを、時間的・文化的な「距離」があることが通常であるような或る哲学史的「説明」の図式においてあらかじめ了解することは、この読み方からは、われわれ自身を遠ざけてしまうと思う。
- 30 ソクラテス自身、後ろ盾の二人が弁論に加わらず、メレトス一人では五分の一の票も取れなかっただろうと言っている (36a-b)。また、ソクラテスの法感覚の現代性は、訴えの順番を「宗教問題・教育問題」からその逆に変えて論じたところにすでに現れている (cf. Xen., *Memorabilia*, I 1)。
- 31 小論は平成19-21年度科学研究費補助金・基盤研究 (C)「行為主体性と合理性の高レベル統合の研究」(課題番号19520010)の研究成果の一部である。原稿段階で桜井万里子氏と納富信留氏からのコメントで修正することができた。両氏に感謝する。なお、小論の元になったノートは、数年にわたっておこなっている茨城大学教養科目「批評的に生きること」の講義用に作ったものである。毎年、質問票を数回学生に書かせている。その中に、なぜソクラテスは哲学者のくせにこんなに法律に詳しいのかなど、戦後日本の社会科教育の問題もはらみつっ今回の解釈に役立ったものもある。この場を借りて学生諸君に感謝したい。